

法教育のための用語解説（憲法・法学）

【ア行】

違憲立法審査権

憲法に違反する法律・命令・規則・行政処分などは違憲・無効であるが、これらが憲法に適合するか否かを判断するため裁判所の権限としてある（憲法 81 条）。日本では具体的な事件についての裁判で判断される。

【カ行】

慣習

社会規範の一つであって、ある社会の繰り返されている行動様式。しきたり。慣習がその社会の構成員の間で一定の強制力を有するものとして定着すると、「慣習法」になる。

規則

国会以外の機関が定める法の一つ。最高裁判所規則（憲法 77 条）、議院規則（憲法 58 条 2 項）、院の規則（会計検査院規則、人事院規則）、府・省の外局たる委員会が定める規則（例：中央労働委員会規則）など。

基本的人権

人が人として生きていく上で当然に求められるなければならない権利。日本国憲法では、自由権・社会権・参政権・国務請求権をそれぞれ保障する。

行政権

法を執行する国家の機能。内閣に属する（憲法 65 条）。

憲法

人権保障と統治機構の基本事項について定める国家の基本法にして最高法。⇒立憲主義、違憲立法審査権

公法

憲法や行政法を初めとして、国家と国民との関係を規律する法。

国民主権

国政についての最高決定権力が国民にあるということ。

国務請求権（もしくは受益権）

国家による権利侵害の予防と救済措置を講じた権利の総称。日本国憲法では、請願権（16 条）・国家賠償請求権（17 条）・裁判を受ける権利（32 条）・刑事補償請求権（40 条）を定めている。

【サ行】

自然権

全ての人間が生まれながらにして持ち、国家によっても奪われることのない権利。ロックやホブズによる主張は、近代市民革命の思想的基盤をなし、アメリカのバージニア憲法やフランス人権宣言に採り入れられた。

私的自治の原則

私的関係においては、当該個人の自由な意思を尊重し、その意思により自由に決める

ことができるという原則。ただし、社会権などの保障のため、その制限がなされる分野も多い（労働基準法など）。⇒契約自由の原則 私的自治の原則の一つ。自己の意思に基づいて自由に契約を締結できるという。契約したら、その意思表示通りに権利と義務が発生する。

私法

民法や商法を始めとして、私人相互間を規律する法。

司法権

具体的な争いが生じているとき、法にもとづいて解決する国家の機能。裁判所に属する（憲法 76 条 1 項）。

社会権

生存や健康など、生活に関わる諸条件の整備について国家に要求する権利。「国家による自由」を保障内容の本質とし、現代憲法において取り入れられた。日本国憲法では、生存権（25 条）、教育を受ける権利（26 条）及び勤労者の権利（27、28 条）を定めている。

自由権

国家権力の干渉や介入を排除し、精神的・身体的・経済的自由を守る権利。「国家からの自由」を保障内容の本質とする。

象徴天皇制

大日本帝国憲法下で主権者であった天皇は、現行憲法において「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」となった。象徴天皇は、内閣の助言と承認により国事行為のみを行う機関であって、国政に関する権能は一切持たず（憲法 4 条）、その地位は主権者国民の総意に基づく（憲法 1 条）。

条約

国家間で文書により締結される国際的合意。

条理

物事の道理、ことわり。裁判官が既存の法で判断・判決を導くことが困難な場合（法の欠缺）には条理によって判断する。

条例

地方公共団体が、その自治立法権に基づいて制定する法の一つで、当該地域においてのみ効力を有する。条例制定権は、法律の範囲内で認められる（憲法 94 条）。

【タ行】

地方自治

地方政治は、地方公共団体が国から独立し（団体自治）、地域住民の意思に基づいて（住民自治）、自主的に地方行政を行う。国家に権力の集中を避ける一方式でもある。

道徳

人の心や行動を、理想的な人間像に近づけることを目的とした社会規範。

【ハ行】

判例

裁判の先例。同種の事件について裁判所が

同じ判断を繰り返すと、拘束力が生じ、判例法となる。

平和主義

非武装・非戦の考え方。日本国憲法の基本原理であり、制定の動機ともなった。徹底的な平和主義を目指して、一切の戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めている（前文、9 条）。

法・法規範

社会規範の一つで、命令や禁止を意味する。義務づけられるときには、強制力をともない、制裁が科される。成文法（法律など）の他、判例法・慣習法・条理など含む。

法源

法の解釈・適用の根拠となるもの。一般に憲法、法律、命令、慣習法、判例、条理などがあげられる。

法律

国会における議決手続きを経て制定される法形式。

法の支配

権力を法により拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理。⇒立憲主義 この場合の「法」とは、法治主義と異なり、内容が「正しいもの」であることが求められ、人権の観念と深く結びつく（「悪法は法にあらず」）。⇒違憲立法審査権

法治主義

法によって権力を制限するという点においては「法の支配」の原理と同じだが、法の内容は問われない（「悪法もまた法なり」）。

法の下での平等

人種、信条、性別などにより、合理的な理由なく人を等しく扱わないことを禁ずる原則（憲法 14 条）。憲法 14 条は、精神的・肉体的差異に着眼する相対的・実質的平等を目指すものであり、形式的平等である「機会の平等」のみならず、現代においては弱者の保護・救済を保障する「結果の平等」をも含んでいると解される。

【マ行】

命令

国の行政機関が制定する法の一つ。内閣が制定する政令（憲法 73 条 6 号）、各省大臣が制定する省令（国家行政組織法 12 条 1 項）、内閣総理大臣が制定する内閣府令（内閣府法 7 条 3 項）などがある。

【ラ行】

立憲主義

個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とするもので、憲法の一番重要な機能。基本的人権の保障・権力分立（三権分立）もこれを具体化したものがある。

立法権

法を定立する国家の機能。国会に属する（憲法 41 条）。

法教育のための用語解説（刑事司法）

【ア行】

一事不再理

有罪もしくは無罪の確定判決が言い渡された行為について、再び審理することを禁ずる原則（憲法 39 条後段）。二重処罰の禁止。

違法収集証拠

違法な手段によって得られた証拠は証拠にならない。違法に収集された証拠にその発見を負うところの第二次証拠（「毒樹の果実」）も証拠にならない。

「疑わしきは被告人の利益に」

犯罪を行ったことについて、客観的な証拠がないときは、被告人に有利な方向で決定しなければならないという原則。刑事裁判では、検察官が立証責任を負い、犯罪を証明しなければならない。

【カ行】

刑事補償

逮捕・勾留などで身体を拘束された後、無罪になったときは、補償を受けることができる（憲法 40 条）。92 年からは少年審判で「無罪」相当の決定がなされたときも、補償されるようになった。また、被疑者として逮捕・勾留されたが起訴されなかった者で、罪を犯さなかったと認めるに十分な事由があるときも補償される規定がある。

検察官

刑事事件において、事件を裁判所に起訴し、処罰を求める権限を有する国家機関。

国家訴追主義

刑事手続において、私人ではなく国家機関（検察官）が事件を起訴し、その処罰を求める制度。

⇒起訴独占主義

刑事事件を起訴する権限を検察官だけに与える制度。

合理的な疑いを容れない程度の証明

良識に照らすと犯罪を犯したことに疑問の余地があり、確信が持てない場合は、犯罪を行ったと認定できないこと。

【サ行】

裁判員制度

市民が刑事訴訟手続に参加する制度。選挙人名簿から無作為抽出した者の中から事件ごとに選任手続を経て選出された裁判員は、第一審において、裁判官と共に、殺人や傷害致死などの事件について、事実認定、法令の適用および量刑を行う。司法制度改革審議会の提言に基づき、09 年から開始する予定。

参審制度

市民が刑事訴訟手続に参加する制度の一つ。裁判官と参審員が裁判を構成し、事実認定・量刑なども判断する。選任方法は団体等の推薦など。任期制である。

自己負罪拒否の特権⇒供述拒否権

「何人も不利益な供述を強要されない（憲法 38 条 1 項）」は、アメリカ合衆国憲法修正 5 条の「自己負罪拒否の特権」に由来している。

⇒黙秘権

自己負罪拒否特権の一つ。刑事訴訟法では、利益・不利益を問わず、「自己の意思に反して供述されない」、「終始沈黙し、供述を拒否できる」黙秘権として保障。

自白の証拠能力（自白法則）

自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合は有罪とされない（憲法 38 条 3 項）。有罪とする場合には自白の他に「補強証拠」が必要である。また、強制、拷問強迫による自白、不当に長く抑留・拘禁された後の自白は証拠にならない（憲法 38 条 2 項）し、「その他任意になされたものではない疑いのある自白」も証拠にならない（刑事訴訟法 319 条 1 項）。

自由心証主義

「証拠の証明力は裁判官の自由な判断による」（刑事訴訟法 318 条）とする考え方。

遡及処罰の禁止

行為時に適法であった行為は、その後成立した法律で犯罪とされても、さかのぼって処罰することはできないという原則（憲法 39 条）。

【タ行】

適正手続（デュー・プロセス）

何人も、法律で定められ、その手続きもその内容も適正なものによらない限り、刑罰や不利益を科せられないとする制度。憲法 31 条にその趣旨が保障されているが、これは、アメリカ合衆国憲法の柱である「法の適正な手続き（デュー・プロセス・ルール）」に由来する。憲法 31 条は行政処分にも準用ありとする考え方が多い。それを具体化し、憲法上保障されているのは 33 条から 40 条。

⇒罪刑法定主義

憲法 31 条の重要な原則の一つ。犯罪とされる行為とその罪はあらかじめ法律によって定めなければならないという制度。

⇒告知と聴聞

憲法 31 条の重要な原則の一つ。公権力が国民に刑罰その他の不利益を科すには、当事者にあらかじめその内容を告知し、当事者に弁解と防御の機会を与えなければならないという考え方。

伝聞法則

自白法則と並んで証拠法則の二大柱。伝聞証拠は排除される原則。憲法 37 条 2 項（⇒反対尋問権）の趣旨を受けたもので、反対尋問を経ていない供述証拠のこともである。伝聞証拠の代表は「供述調書」である。わが国の刑事訴訟法は例外が広く問題が大きい。

【ハ行】

反対尋問権

刑事裁判の被告人はすべての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利を有している（憲法 37 条 2 項）。

陪審制度

市民が刑事訴訟手続に参加する制度の一つ。選挙人名簿などで無作為に抽出する。しかし、裁判員制度と異なり、陪審員のみで裁判を構成する。大半の陪審制度は、事実認定のみを行い、また評決は全員一致でなければならない。

被疑者

起訴前の段階で、犯罪を行ったと疑われ、捜査の対象とされている者。

被告人

刑事事件において、犯罪を行ったとされ、検察官によって起訴された者。

不告不理の原則

検察官が起訴した事実以外の犯罪について審理したり、認定することはできないという原則。

弁護士

刑事事件において、被疑者または被告人のため弁護を行う者。弁護士の中から選ばれる。被疑者・被告人はいつでも弁護人を依頼する権利を有する（憲法 37 条 3 項）。

⇒必要的弁護

一定の事件（法定刑で死刑・無期・刑期が 3 年を超える罪）の刑事裁判では弁護人がいなければ開廷できない制度。

⇒国選弁護

被疑者・被告人が貧困などで弁護人を依頼できないとき国の費用で弁護人を付す制度（被疑者国選弁護制度は一定の事件について 06 年から開始）。

【マ行】

無罪の推定

犯罪を行ったと疑われた被疑者、刑事裁判に付された被告人は、刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱われなければならない原則。

⇒「疑わしきは被告人の利益に」

⇒検察官の立証責任

⇒「合理的な疑いを容れない程度の証明」

【ラ行】

立証責任

裁判において、争われている事実の存在を証拠によって証明しなければならない当事者の責任。立証責任を負う当事者がその事実を証明できない限り、その事実はなかったものとして判決される。刑事裁判では、すべて検察官が負っており、被告人（弁護人）側には無罪の証明責任はない。
⇒「悪魔の証明」…「ない」ことを立証することはできないということ。

令状主義

被疑者などの身体を拘束（逮捕・勾留など）したり、差押・捜索などの強制処分をするには、裁判官の発する令状によらなければならないという原則（憲法 33 条）。